

令和2年1月22日

令和元年度第10回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和２年１月２２（水）午前９時３０分
場所 美浦村役場３階委員会室

日 程

１．開会

２．付議事項

議案第１号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

３．報告事項

報告第１号 第２期美浦村子ども・子育て支援事業計画（案）

４．その他

５．閉会

議案第 1 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則（令和元年美浦村教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中裏面を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
様式第2号 裏面 MMK設置店 くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブン・イレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルマーナショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン ローソンスストア100 (50音順) (年 月) ○ この領収証書は7年間保存してください。 お問い合わせ先 〒300-0492 茨城県船橋郡美浦村受領1515番地 美浦村役場 子育て支援課 ☎029 (885) 0340 内線232	様式第2号 _____ 納 付 場 所 ◎ 美浦村役場 ◎ 金 融 機 関 常 陽 銀 行 筑 波 銀 行 水郷つくば農業協同組合 稲敷農業協同組合 水 戸 信 用 金 庫 中 央 労 働 金 庫 千葉銀行神崎支店 ◎ ゆうちょ銀行・郵便局 (関東各都県及び山梨県) (納付期限内に限る。) ◎ 左の 内に記載の各コンビニエンスストア ※金融機関の名称は、統廃合等により変更となる場合があります。 ※納付期限を過ぎた場合並びにバーコードのない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。 ※この「納付書」を利用したコンビニエンスストアでの代金の受領は事業者の代理受領であり、支払者は請求金額を未払い本受領証を受け取った時点で事業者に対する債務が履行済になります。 (クレジットカード) YAHOO! JAPAN公金払い クレジットカードでは納期限を過ぎるとお取り扱いできません。また、クレジットカード納付の領収書は発行しませんので、カード会社が発行する利用明細書などにてご確認ください。詳しくはヤフー株式会社または役場へお問い合わせください。

○美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則

令和元年9月25日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年美浦村条例第16号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める額は、別表第1に定める額とする。

(利用者負担額の日割計算)

第4条 次に掲げる場合における利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に限る。次条後段を除き、以下同じ。)は、25日を基礎として日割りによって計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 月の途中において特定教育・保育等を受け始め、又は受けることをやめるとき。
- (2) 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うとき。

(利用者負担額の通知)

第5条 村長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、利用者負担額決定(変更)通知書(様式第1号)により満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。満3歳未満保育認定子どもが条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもとなったことにより利用者負担額を変更した場合も、同様とする。

(利用者負担額の納付)

第6条 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、前条の規定により決定され、又は変更された利用者負担額を利用者負担額納入通知書(様式第2号)により、指定された期日までに納付しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の申出により口座振替とすることができる。

2 前項に規定する納入の期限は、当該各月の末日とする。ただし、12月は25日とする。

- 3 前項に定める日が、美浦村の休日を定める条例(平成元年美浦村条例第9号)第1条各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の翌日とする。

(村立保育所における時間外保育料の決定及び徴収)

第7条 村長は、村立保育所において時間外保育事業(法第59条第2号に規定する事業をいう。)による時間外保育の提供を受けた子どもに係る時間外保育料(以下「時間外保育料」という。)の額を決定し、時間外保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者に時間外保育料納入通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 前項に規定する時間外保育料の額は、別表第3に掲げる額とする。

- 3 時間外保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者は、第1項の規定による時間外保育料納入通知書により、利用月の翌月10日までに時間外保育料を納入しなければならない。ただし、美浦村の休日を定める条例第1条各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の翌日とする。

(利用者負担額及び時間外保育料の減免)

第8条 村長は、教育・保育給付認定保護者が、次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額及び時間外保育料(以下「利用者負担額等」という。)を負担することができないと認めるときは、その負担することができないと認める額を限度として、その利用者負担額等の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 自然災害等不慮の災害により、利用者負担額等の納付に著しい影響をもたらしたとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。
- (3) 別表第4に該当するとき。

- 2 前項の規定により利用者負担額等の減免を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額等減免申請書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。この場合において、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所の長の発行する証明書を添付するものとする。

- 3 村長は、前項の申請に基づき、利用者負担額等の減免の可否を決定したときは、利用者負担額等減免通知書(様式第5号)又は利用者負担額等減免非該当通知書(様式第6号)を申請者に交付しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に

定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(単位：円)

世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単身世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に よる支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親で ある教育・保育給付認定保護者の世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世 帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0	0
第3階層	当該年度の4月分から8月分までの利用者負担 額にあっては前年度分の、当該年度の9月分か ら3月分までの利用者負担額の算定にあっては 当該年度分の市町村民	15,800	15,600
第4階層	市町村民税所得割課税 額48,600円未満(市町村 民税所得割非課税世帯 含む。)である世帯	24,400	24,000
第5階層	市町村民税所得割課税 額97,000円未満である 世帯	36,200	35,600
第6階層	税の額の区分が右欄の 区分に該当する世帯	49,600	48,800
第7階層	市町村民税所得割課税 額169,000円未満である 世帯	65,000	64,000
	市町村民税所得割課税 額301,000円未満である 世帯		
	市町村民税所得割課税 額65,000円未満である 世帯		

		額397,000円未満である世帯		
第8階層		市町村民税所得割課税額397,000円以上である世帯	82,700	79,200

備考

- 1 この表における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において、婚姻によらないで母又は父となったひとり親で、現に婚姻していないものの市町村民税額は、教育・保育利用者負担額算定における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書(様式第7号)に基づき、地方税法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項の規定の例により算定した額とする。
- 3 「保育標準時間」とは午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、「保育短時間」とは午前8時30分から午後4時30分までの時間をいう。
- 4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第3階層又は第4階層(所得割額77,100円未満)と認定された世帯で、次に掲げる世帯である場合には、別表第2の利用者負担額とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の

障害者年金等の受給者

- (3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると村長が認める世帯

別表第2(別表第1備考4関係)

(単位：円)

階層区分		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満 (市町村民税所得割非課税世帯含む。)である世帯	7,400	7,300
第4階層	市町村民税所得割課税額77,100円未満である世帯	9,000	9,000

- 5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第3階層から第4階層(市町村民税所得割合算額が57,700円未満であるものに限る。)までのいずれかと認定された世帯である場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者であって、当該教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていたもの又は当該教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属が複数人いるときの利用者負担額は、第2子を利用者負担額の欄に掲げる額の半額と、第3子以降を無料とする。
- 6 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第3階層から第4階層(市町村民税所得割額が77,100円未満であるものに限る。)までのいずれかと認定された世帯であって、備考4に掲げる世帯である場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者であって、当該教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていた者又は当該教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属が複数人いるときの利用者負担額は、備考5に関わらず、第2子以降を無料とする。
- 7 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第4階層(市町村民税所得割合算額が57,700円以上であるものに限る。)以上と認定された世帯である場合において、当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いるときの利用者負担額は、当該小学校就学前子どものうち2人目を利用者負担額の欄に掲げる額の半額と、3人目を無料とする。

- (1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

ア 認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に

関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)

イ 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項)又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)

ウ 特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。)

エ 保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)

(2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども

(3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設であつて同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条3項に規定する医療型発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

別表第3(第7条関係)

区分	時間外保育料(子ども1人につき)	
午後5時から午後6時30分まで	1日	50円

別表第4(第8条関係)

減免の事由	減免基準	減免の期間
(1) 児童の属する世帯の利用者負担額の算定に含まれる世帯員が死亡又は離婚したとき。	死亡又は離婚した者を除した市町村民税の課税額等による利用者負担額基準表に定める階層の相当額とする。	申請日の翌月から当該年度の範囲内とする。
(2) 児童の属する世帯の利用者負担額の算定に含まれる世帯員が疾病等により収入が著しく	ア 当該世帯の減免申請日の前3月平均収入額(以下「収入」という。))が生活保護法(昭和25年法律第144号)による月額最低生活費(以下「最低生活費」という。))に満たない場合は全額免除す	申請日の翌月から当該年度の範囲内とする。

減少し、利用者負担額の負担が困難になったとき。	る。 イ 当該世帯の収入が利用者負担額算定の基礎となる所得額(年間所得額の1/12に相当する額をいう。以下同じ)に比べ30%以上減少した場合は、利用者負担額基準額表に定める階層を2階層低位の額とする。 ウ 当該世帯の収入が利用者負担額算定の基礎となる所得額に比べ50%以上減少した場合は、利用者負担額基準額表に定める階層を3階層低位の額とする。	
(3) 児童の属する世帯の利用者負担額の算定に含まれる世帯員に疾病者がおり、2か月以上継続してこれに必要な経費を支出しているため、生活が困難になったとき。	ア 当該世帯の収入が最低生活費に月額平均医療費(高額療養費を限度とする。以下同じ。)を加算した額に満たない場合は全額免除する。 イ 当該世帯の収入が最低生活費に月額平均医療費を加算した額に比べ30%以上減少した場合は、利用者負担額基準額表に定める階層を2階層低位の額とする。 ウ 当該世帯の収入が最低生活費に月額平均医療費を加算した額に比べ50%以上減少した場合は、利用者負担額基準額表に定める階層を3階層低位の額とする。	申請日の翌月から減免期間のうち療養期間の範囲内とする。
(4) 児童の属する世帯の居住する家屋が美浦村災害見舞金支給条例第2条に規定する災害により損害を受けたとき。	ア 居住家屋の全焼・全壊・・・全額免除 イ 居住家屋の半焼・半壊・・・半額免除 ウ 床上浸水・・・半額免除	被災した翌月から ア 1年間 イ 半年 ウ 3か月
(5) 在籍児が疾病等の理由により10日を超える日数を連続して欠席したとき。	利用者負担額(月額)を25で除した額に欠席日数を乗じて得た額。	

(6) その他，特別の事情 があると村長が認める とき。	利用者負担額基準額表に定める階層より2階層低位 の額とする。	
------------------------------------	-----------------------------------	--

様式第1号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

美浦村長

印

利用者負担額決定(変更)通知書

利用者負担額について次のとおり決定(変更)しましたので、通知いたします。

支給認定証番号	
児童の氏名 及び生年月日	
入所(入園)する 保育施設の名称 及び所在地	
利用期間	から まで
利用者負担額の月額	階層 円
利用者負担額の適用 期間	から

備考

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、村を被告として(村長が被告の代表者になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第2号（第6条関係）

[illegible]

※※※設置店 くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セイコーマート セブン・イレブン タイニー デイリーヤマザキ ニューヤマザキダイリストア ア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルマーケットショップ ヤマザキダイリストアアー ローソン ローソンスストア100 (50音順) (年 月) ○ この領収証書は7年間保存してください。 お問い合わせ先 〒300-0102 茨城県船橋市美濃村受領1515番地 美濃村役場 子育て支援課 ☎029 (985) 0340 内線232	納 付 場 所 ③ 美濃村役場 ③ 金 融 機 関 富 陽 銀 行 筑 波 銀 行 水郷つくば農業協同組合 船 敷 農 業 協 同 組 合 水 戸 信 用 金 庫 中 央 労 働 金 庫 千 葉 銀 行 神 崎 支 店 ③ ゆうちよ銀行・郵便局 (関東各都県及び山梨県) (納付期限内に限る。) ③ 左の ☐ 内に記載の 各コンビニエンスストア ※金融機関の名称は、統廃合等により変更となる場合があります。 ※納付期限を過ぎた場合並びにバーコードのない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。 ※この「納付書」を利用したコンビニエンスストアでの代金の受領は事業者の代理受領であり、支払者は請求金額を未払い未受領証を受け取った時点で事業者に対する債務が履行済になります。 (クレジットカード) YAHOO! JAPAN公金払い クレジットカードでは納期限を過ぎるとお取り扱いできません。また、クレジットカード納付の領収書は発行しませんので、カード会社が発行する利用明細書などにてご確認ください。詳しくはヤフー株式会社または役場へお問い合わせください。	
---	--	--

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

様

美浦村長

時間外保育料納入通知書

____月分の時間外保育利用により、時間外保育料が発生しておりますので、下記納付書にて役場会計課までお支払いください

問 合 せ 先
美浦村教育委員会
子育て支援課
Tel 029-885-0340

✂

時間外保育料納入通知書

第 号	
年度	
一般会計	
款：分担金及び負担金 項：負担金	
目：民生負担金 節：児童福祉費負担金	
円	
納入内容	
納入期限	
納入場所	役場会計課

上記の通り納入してください。

年 月

美 浦 村 長

時間外保育料領収書

第 号	
年度	
一般会計	
款：分担金及び負担金 項：負担金	
目：民生負担金 節：児童福祉費負担金	
円	
納入内容	
納入期限	
納入場所	役場会計課

上記の通り領収いたしました。

年 月 日

美浦村会計管理者

様式第4号(第8条第2項関係)

利用者負担額等減免申請書

年 月 日

美浦村長 殿

申請者 住所
氏 名 ⑩

下記の事由により保育料の 一部 全部 を負担することができないので美浦村
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則第8
条第2項の規定により減免されたく申請いたします。

記

入 所 児 童 の 氏 名	(続柄) (年 月 日生)
施 設 名	木原保育所 ・ 大谷保育所
階 層 区 分 及 び 保 育 料	第 階層 円

区 分		氏 名	入 所 児 童 の 続 柄	生年月日	性 別	職 業	課 税 状 況		備 考
							前 年 度 市 村 民 税	前年分 所得税	
入所児童の家庭状況	入所児童の世帯員								
減 免 申 請 の 額			一部 ・ 全部 円						
減 免 申 請 の 期 間			年 月 日から 年 月 日まで						
減 免 申 請 の 理 由 (具体的に記入すること)									
児 童 委 員 の 意 見									

様式第5号(第8条第3項関係)

利用者負担額等減免通知書

年 月 日

様

美浦村長

㊤

年 月 日付けで申請のあった保育料の減免申請について美浦村
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則第8
条第3項の規定により、下記のとおり 減額 することとしたので通知します。
免除

記

- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| 1 | 既 決 定 保 育 料 | 円 |
| | 減額又は免除する額 | 円 |
| | 減免後 の 保 育 料 | 円 |
| 2 | 減 免 す る 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

様式第6号(第8条第3項関係)

利用者負担額等減免非該当通知書

年 月 日

殿

美浦村長

㊟

年 月 日付けで申請のあった利用者負担額等の減免申請については、調査の結果非該当となりましたので通知します。

様式第7号（別表第1備考2関係）

年 月 日

教育・保育利用者負担額算定における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書

美浦村長 殿

教育・保育給付認定保護者 住所 美浦村
氏名

私は、教育・保育利用者負担額の算定において、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、教育・保育利用者負担額算定に係る所得の額の計算の対象となる年（前年（4月～8月分利用者負担額については、前々年））の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
【特別寡婦控除の対象】
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りします。

私は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、美浦村が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

万が一申請に虚偽があれば、寡婦(夫)控除のみなし適用によって行った決定の取り消しに伴う、利用者負担額の減額分を返還します。

年 月 日 氏名 ㊟

【添付書類】

- ・申請者の戸籍全部事項証明書

【注意事項】※必ずお読みください。

- ・生活保護を受給している方、又はみなし適用しなくても非課税の方は対象外です。
- ・寡婦(夫)控除のみなし適用は、利用者負担額算定のみに用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。
- ・所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、申し出てください。
- ・寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、利用者負担額が変わらない場合があります。
- ・現在、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けている方は、毎年8月に本申請書を提出して下さい。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条第2項関係)

様式第5号(第8条第3項関係)

様式第6号(第8条第3項関係)

様式第7号(別表第1備考2関係)

報告第 1 号

第 2 期美浦村子ども・子育て支援事業計画（案）

上記について別紙のとおり報告する。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

〈別冊〉

第2期美浦村子ども・子育て支援事業計画（案）をご覧ください

【広報みほ2月号掲載】 パブリックコメントを募集します

村では、第2期美浦村子ども・子育て支援事業計画について、策定を進めています。このたび計画（案）を作成しましたので、この案に対する村民（※）の皆様のご意見を募集します。

◇計画（案）の概要 ・計画名 第2期美浦村子ども・子育て支援事業計画
・計画期間 令和2年度～令和6年度
・計画構成 計画策定の基本事項、現況と課題、
子ども・子育て支援事業の実施

◇募集期間 2月10日（月）～2月24日（月）

◇計画の閲覧場所 子育て支援課、中央公民館窓口、保健センター、
地域交流館「みほふれ愛プラザ」
*詳細については、美浦村公式ホームページにも掲載します。

◇意見提出方法 子育て支援課宛てにパブリックコメント用紙を持参・郵送・FAX（029-885-4953）で送付するか、閲覧場所に設置してある回収箱へ入れてください。また、いばらき電子申請・届出サービス【美浦村】（美浦村公式ホームページからリンクしています。）から意見を送信することもできます。
*パブリックコメント用紙は、各閲覧場所に用意しています。その他、美浦村公式ホームページからもダウンロードできます。

※「村民」とは、次に掲げるものをいいます。

- ①村内に住所を有する者
- ②村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③村内の事務所又は事業所に勤務する者
- ④村内の学校に在学する者
- ⑤本村に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- ⑥前各号に掲げるもののほか、手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

◇問 合 せ 子育て支援課 ☎029-885-0340 FAX029-885-4953

E-mail : kodomo☆vill.miho.lg.jp

※ ☆を@に置き換えて送信してください。

令和2年1月22日

令和元年度第10回美浦村定例教育委員会
追 加 議 案

美浦村教育委員会

日 程

1. 報告事項

報告第2号

令和元年度要保護・準要保護児童生徒の認定者
報告について

報告第 2 号

令和元年度要保護・準要保護児童生徒の認定者報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美